

4月から新しい医療保険制度

「後期高齢者医療制度」に切り替わります

75歳(一定の障害
がある人は65歳)
以上の皆さん

4月に施行される「健康保険法等の一部を改正する法律」により、現在75歳以上(後期高齢者)の皆さんなどが加入している「老人保健制度」が、「後期高齢者医療制度」へ切り替わります。

今まで、「老人保健制度」で医療を受けるとともに、同時に国民健康保険や勤め先の健康保険などの医療保険制度にも加入していました。4月からは、新しい独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」にのみ加入し、医療を受けることになります。なお、制度の運営は後期高齢者医療広域連合(下記参照)が担当します。

今回は、この新しい制度についてお知りせしますので、皆さんのご理解とご協力を願います。



〔後期高齢者医療被保険者証〕
※実物とは異なる場合があります。

被保険者

75歳以上の人
65歳以上75歳未満で一定の障害がある人

給付・保険証

保険料

広域連合(特別地方公共団体)

すべての市町村が加入する各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」が制度を運営します。

- 保険証の発行
- 保険料の賦課
- 医療費の給付など

三好町

- 保険料の徴収
- 保険証の引き渡し
- 申請や届出の受付

被保険者となる対象は

- ①75歳以上の人(誕生日の翌日から)。手続きは不要で、自動的に加入者となります。
- ②65歳以上75歳未満の人で、一定の障害があると認定された人(障害認定を受けた日から。申請は保険年金課へ)

現在、65歳から74歳までの障害認定を受けて「老人保健制度」に加入している人

自動的に後期高齢者医療制度へ加入が切り替わります。ただし、3月31日までに老人保健制度の資格喪失の申請をすることでも、後期高齢者医療制度へ加入しないこともあります。その場合、4月以降も現在の医療保険制度(国民健康保険、会社や共済組合の健康保険)に引き続き加入します。

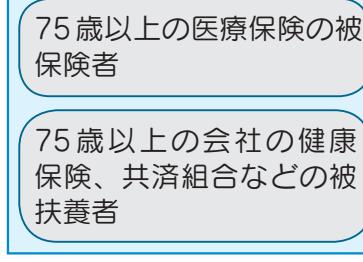
なお、申請により資格を喪失した場合は、現在受けている「福祉給付金」(障害認定を受けている人の医療費の自己負担分の還付)を受給することができなくなりますので、選択は慎重に判断してください。

▼問い合わせ=保険年金課
☎(32)8011 国(32)255805



後期高齢者医療制度に移行すると 《変わること》と《変わらないこと》

①国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者と被扶養者の全員が、後期高齢者医療制度の被保険者となります。



75歳以上の全員が後期高齢者医療制度の被保険者

②新しい保険証（後期高齢者医療被保険者証）を全員に交付します。
医療を受けたときは、1枚の保険証を必ず窓口に提示してください。なお現在の保険証（国民健康保険や社会保険など）と老人保健法医療受給者証は使えなくなります。
③被保険者全員が保険料を負担します。
保険料は原則として年金から天引き。今まで保険料を負担していなかつた被扶養者も保険料を負担します。

《変わらないこと》

①診察を受けるときは、老人保健と同様に医

療費の一部を負担します。

- 現役並み所得のある人…3割負担
- 一般（現役並み所得のある人以外）…1割負担

※「現役並み所得のある人」とは、同一世帯に課税所得が145万円以上ある被保険者（平成20年7月までは被保険者でない70歳以上を含む）がいる世帯の人です。ただし、次の世帯の場合は申請により1割負担になります。

単身世帯…収入額が383万円未満のとき
被保険者が2人以上いる世帯…収入額の合計
が520万円未満のとき

②入院したときは、医療費のほかに食事の回数などに応じて定められた金額を、食事代として負担します。

③窓口負担が高額になった場合は、高額療養費として申請することにより定められた自己負担限度額を超えた分が、支給されます。

また1年間の医療費負担額と介護費負担額を合計して一定額を超えた場合、申請するごとに超えた分が支給されます。

④保険証を提示せず医療費を全額負担したときは、申請して認められると自己負担した額（1割または3割）以外が支給されます。

⑤被保険者が死亡し葬祭を行った場合に、葬祭費などが支給されます。

保険料は大切な財源です

高齢者の医療費を安定的に支えるためには、

現役世代と高齢者が負担能力に応じて公平に負担することが必要です。

これまで加入する制度によって、保険料を負担する人と負担しない人があり、市町村によつて保険料に差がありました。後期高齢者医療制度では、高齢者に負担能力に応じて保険料を負担していただくことになります。また原則として、愛知県内で同じ所得であれば同じ保険料になります。

保険料額は、全員に等しく負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していく「所得割額」の合計額になります。

愛知県内の均等割額は年額4万175円、所得割額を算出する所得割率は7・43%です。（平成20・21年度の2年間は変わりません）

保険料は、一人当たり最高で年間50万円までです。

■保険料の計算（年額）

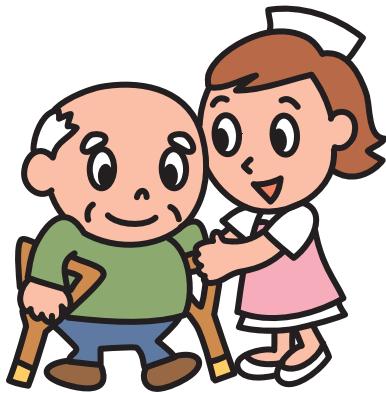
均等割額
(40,175円)

+ 所得割額（総所得金額－基礎控除額[33万円]）
× 7.43%

= 保険料額

（例）単身世帯で、厚生年金を208万円（総所得金額88万円）受給している場合

$$40,175\text{円} + (88\text{万円} - 33\text{万円}) \times 7.43\% \\ = 81,000\text{円}(100\text{円未満切り捨て})$$



所得の低い世帯や、健康保険の被扶養者は保険料が減額されます。申請は不要です。

【所得の低い世帯の人】

世帯主と被保険者の総所得金額の合計額によって減額判定を行い(下表)、保険料の均等割額が軽減されます。

保険料の減額

年金を年額18万円以上受け取っている人は、年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外の人は口座振替や納付書などで納めます(普通徴収)。

ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は普通徴収になります。

保険料の納め方

■減額判定

総所得金額等の合計が
基礎控除額(33万円)以下の世帯



保険料の均等割額を
7割軽減(12,052円)

総所得金額等の合計が基礎控除額(33万円)を超え〔基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数〕以下の世帯(世帯主である被保険者本人は除く)



保険料の均等割額を
5割軽減(20,087円)

総所得金額等の合計が基礎控除額(33万円)を超え〔基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数〕以下の世帯



保険料の均等割額を
2割軽減(32,140円)

【会社の健康保険などの被扶養者だった人】

これまで自分で保険料を払っていたが、会社の健康保険や共済保険組合などの被扶養者は、後期高齢者医療制度の被保険者になつた月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額が課せられません。
※ただし、平成20年4月から9月までは、保険料は徴収されません。また10月から平成21年3月までは、本来の年間保険料額が9割減されます。

保険料の減免

次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な人は、保険料の減免が認められます。
◎災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
◎事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合
減免には申請が必要です。詳しくは保険年金課へお問い合わせください。



平成18年度三好町公共施設 温室効果ガス排出量の公表



▼問い合わせ＝環境課 ☎(32)8018 FAX(32)2585

三好町地球温暖化対策実行計画に基づき、平成18年度の町内の公共施設などからの温室効果ガス排出量を調査しました。その結果がまとまりましたのでお知らせします。

◆ 地球温室効果ガス排出抑制の背景と三好町の削減目標

地球温暖化は、家庭や事業所などから排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の増加が原因といわれています。人類の生活基盤を脅かす深刻な問題です。

平成9年に開催された「京都議定書」では、日本会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議）で採択された「京都議定書」では、日

本の温室効果ガスの削減目標は、平成20年から平成24年までの5年間で、平成2年のレベルより6%削減することと定められています（平成17年2月16日発効）。しかし温室効果ガス排出量は、基準年の平成11年には平成2年より10.7%増加しています。

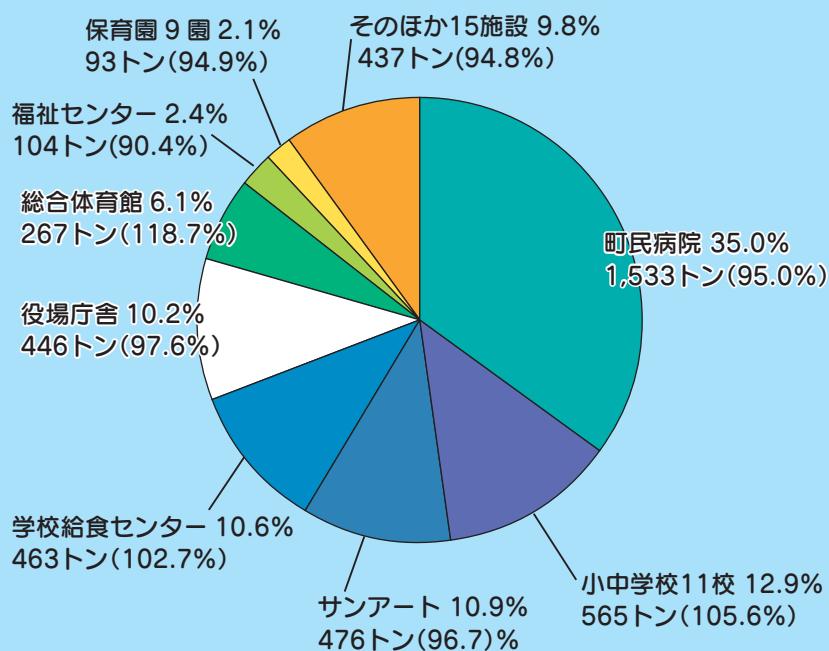
そこで三好町では、日本における温室効果ガス排出量削減の考え方を踏まえ、平成20年から平成24年までの間に平成11年の温室効果ガス排出量より13%削減することを目指しています。

◆ 温室効果ガスの算出方法

平成18年度の三好町の各公共施設の温室効果ガス排出量（下表）は、電気、ガス、水道の使用量や可燃ごみの排出量などの実績を算出根拠として、排出量を算出しています。

平成18年度温室効果ガス施設別排出量 合計 4,384トン(対前年比99.2%)

※()内は対前年比

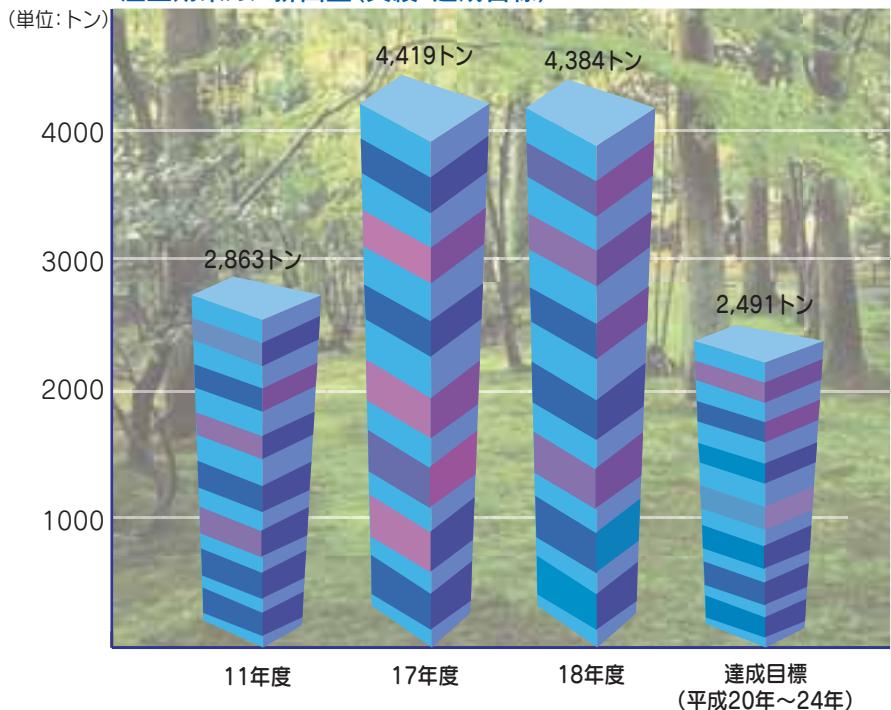


温室効果ガス排出量削減取り組み施設 (41施設)

役場庁舎、中央図書館、歴史民俗資料館、保健センター、保育園（9園）、不燃物埋立処分場、三好丘交流センター、サンネット、福祉センター、高齢者生きがいセンター、緑と花のセンター、勤労青年ホーム、総合体育館、学校給食センター、小中学校（11校）、明越会館、中央公民館、三好池力又ーセンター、保田ヶ池カヌー・ポロ競技場管理事務所、旭グランバー、学習交流センター（旧教育学習センター）、サンアート、三好町民病院



温室効果ガス排出量(実績・達成目標)



◆町施設の温室効果ガス排出量
町施設の平成18年度温室効果ガス排出量の合計は4,384トンでした。これは平成11年度(基準年)の2,863トンに比べて53%増加しているおもす。(左表)

増加の主な要因は、平成12年10月の町民情報センター・ビスセンター「サンネット」の開設や平成13年の三好町民病院新築移転、平成14年9月の教育学習センター(学習交流センター)開設、平成15年4月の学校給食センターの新築

移転、平成15年4月の三好丘交流センター開設、平成18年4月の三好丘中学校開校など対象施設の増加です。
また平成17年度と比べると、35トン(0.8%)減少しました。

◆温室効果ガスの人為的な発生源

わたしたちの生活は、石油や石炭を燃やすときのエネルギーで成り立っています。温暖化の最大の原因是、その時に発生する温室効果ガス、特に二酸化炭素といわれています。
二酸化炭素…石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却などで発生
メタン…化石燃料の燃焼、下水処理、自動車の走行などに伴い発生
一酸化二窒素…化石燃料の燃焼、自動車の走行などに伴い発生
ハイドロフルオロカーボン…カー・エアコンの冷媒などの充てん剤廃棄時の漏れなどで発生

平成18年度温室効果ガス種類別排出量

種類	排出量(トン)	割合(%)
二酸化炭素	4,375	99.8
一酸化二窒素	5	0.1
メタン	2	0.05
ハイドロフルオロカーボン	2	0.05
合計	4,384	100

◆外部監査と今後の対応
有識者など5人で構成された監査機関による外部監査制度を設置し、温室効果ガス削減への公共施設の年間の取り組み状況と実績について監査を実施。その結果、二酸化炭素の削減だけでなく緑化計画など吸収の面も考えてはどうかなどの提案がありました。
今後も監査結果を踏まえて、引き続き地球

◆町施設の温室効果ガス排出量

町施設の平成18年度温室効果ガス排出量の合計は4,384トンでした。これは平成11年度(基準年)の2,863トンに比べて53%増加しているおもす。(左表)

わたしたちの生活は、石油や石炭を燃やすときのエネルギーで成り立っています。温暖化の最大の原因是、その時に発生する温室効果ガス、特に二酸化炭素といわれています。
二酸化炭素…石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却などで発生
メタン…化石燃料の燃焼、下水処理、自動車の走行などに伴い発生
一酸化二窒素…化石燃料の燃焼、自動車の走行などに伴い発生
ハイドロフルオロカーボン…カー・エアコンの冷媒などの充てん剤廃棄時の漏れなどで発生

◆温室効果ガス排出抑制の町の取り組み

温室効果ガス6%削減を目指す国民的プロジェクト「チーム・マイナス6%」の一員として、職員一人一人が普段のちょっとした心掛けから取り組んでいます。
①暖房は20℃、冷房は28℃に設定②蛇口をこまめに閉めて節水③エコドライブを心掛ける④工場製品を選んで購入⑤過剰包装を断る⑥コンセントからこまめに抜いて節電

◆ガス発生抑制効果

町民病院には、太陽光発電システムと雨水貯留施設を設置しています。発電機で天然ガスなどを燃焼させ動力を得る際の排熱を冷暖房や給湯に再利用するシステム「コージェネレーション」を使用。これにより年間4.9%の温室効果ガスの発生を抑制しました。
また学校給食センターでは、太陽光発電システムや太陽熱利用温水施設、生ごみ処理機を設置。これにより年間5.0%の温室効果ガスの発生を抑制しました。

温室効果ガス6%削減を目指す国民的プロジェクト「チーム・マイナス6%」の一員として、職員一人一人が普段のちょっとした心掛けから取り組んでいます。
①暖房は20℃、冷房は28℃に設定②蛇口をこまめに閉めて節水③エコドライブを心掛ける④工場製品を選んで購入⑤過剰包装を断る⑥コンセントからこまめに抜いて節電

三好町では、町民の皆さんからの町政に対する意見を町長が直接お聞きする、「皆さまと語る会」を開催したり、提言箱や電子メールなどを通して「皆さまの提言」をいただいたりすることにより、「心の通う対話の町政」を進めています。このコーナーでは、いつも努めています。このコーナーでは、「皆さまと語る会」で寄せられた意見と町長の発言要旨や、「皆さまの提言」に寄せられた意見のうち、主に生活にかかわる内容の意見と回答を紹介しています。

今回は「皆さまの提言」に寄せられた意見の要旨と、それに対する三好町としての考え方を抜粋で紹介します。

皆さまの提言

意見

(電子メール)

放課後児童クラブの時間延長について

放課後児童クラブの実施時間は午後の時までとなっています。両親が働いている人の利用も多く、午後の時までに子どもを迎えるに行きこなれない人が多い

と思います。もう少し遅くまで実施することはできないでしょうか。

保育園は午後7時まで、または24時間保育を実施していますが、小学校に入学すると午後の時では母親が働き続けることが困難です。近隣の自治体では午後6時30分、または午後7時まで実施してい

指導員の確保や今後の利用状況を見ながら検討します

答える (担当 子育て支援課)

放課後児童クラブの実施時間は、小学校の放課後から午後の時までです。迎えについては子どもの安全を考えて、保護者または保護者から依頼されたファミ

リー・サポート・センターの援助会員が、児童クラブまで迎えにきています。

近隣市町の公立児童クラブの開所時間を確認したところ、豊田市、刈谷市、知立市で午後の時30分まで開所しています。

日進市、長久手町は三好町と同じ午後の時までとなっています。長久手町では子どもの健全育成を考え、今以上の時間延長は考えていません。

意見

(電子メール)

東海地震に備えた水利の確保と防火ポンプの設置について

最近の放課後児童クラブの利用状況は、明越児童クラブと天王児童クラブでは午後6時までに全児童が帰宅します。また

みどり児童クラブをはじめ、6カ所の児童クラブでも毎日1人から4人程度の児童が、午後の時15分ごろまでに帰宅しま

るところもあります。

ファミリー・サポート・センターがあ

りますが、毎日午後の時から7時は主婦が一番忙しい時間帯なので、援助会員の確保が非常に難しいです。時間延長の実施を早急にお願いします。時間延長が困難ならば、子どもたちだけで集団下校を認めても構いません

でしょうか。



町内の各小学校などで授業後開所されている放課後児童クラブ

答える (担当 防災安全課)

現在、町内には防火水槽が168カ所

あります。耐震性貯水槽が12カ所あります



孫の初節句に思う心

今年も歴史民俗資料館のひな人形展では、例年のようにひな人形がいっぱいです。知多市や田原市の資料館からお借りした物を含め、御殿飾りのひな人形の迫力は見ごたえ十分です。展示は16日まであとわずか。お早めにどうぞ。

わが家も35年前の娘のびょうぶ段飾りびながら振りにフル装備でお目見え。ここ数年、机の上に平並べでお茶を濁していたのに、早々に飾り付けられてびっくりです。8ヶ月になる初孫の初節句でしたが、父親の転勤でハイ島に住んでいます。折に触れインターネットで交信していますが、いかんせん画面の中、まだ言葉も話せずもどかしさは増すばかり。そのため孫の写真と娘のひな人形の取り合わせで内裏びななりぬ、代理ひなといったところです。

以前この地域では初節句の時、近所の人気が見にきてくれ、お菓子を振る舞

三好町
野 知英

い、仲間入りをお願いしたものです。ずいぶん遠くからも来ててくれた覚えがあります。今はどうでしようか。インターネットの普及と比例し、地域のつながりが希薄になり、隣近所の結婚、出産など知らずにいることが多いこのじうです。

先日、地元のまちづくり研究会の女性が「昔のこの地域の様子が語り継がれなくなつて、知らずに過ぎてしまつことは残念だ」というような話をされました。昔よく見かけた井戸端会議はなくなり、家族内の会話も減っています。「ミニケーションは家族の会話を墓に、お隣さんから地域へ大きく広がつていくものと思います。

「じいちゃんが小さいころ、庭に防空壕が掘つてあって、警報が鳴ると大ばあちゃんの手を引いて真っ先に逃げ込んだものだよ。小さい池もあって遠くのため池から水が入るようになっていて、防火用水や畠の水やりに使っていたんだよ。あそこには水車小屋が2つあって米つきをしてしたり、田んぼや畠を使いやすく改良したりしたんだよ」とそんな昔のことをいすれ孫に話して聞かせてやりたいと思う主役不在の初節句です。



火災発生時には尾三消防本部の消火活動を後方から支援する三好町消防団13分団

に設置してあり、40立方メートル以上のものは耐震性のある構造になっています。火災発生時には、尾三消防本部の消防車両と三好町消防団13分団の小型動力ポンプ付積載車とポンプ自動車により消火活動を実施します。また耐震性貯水槽は12カ所あります。容量60立方メートルのものが打越字小林地内、三好上公民館、福音公民館、天王小学校の4カ所、100立方メートルのものが三好町役場、サンアート、町民病院、黒笹公民館、三好中学校、北中学校、南中学校、西一色字村の8カ所の内、各中学校に設置してある貯水槽は飲料水兼用型となっています。



皆さまからの提言をお待ちしています

三好町では、心の通う対話の町政を進めていこうと、町政に対する皆さまからの提言をいただくため「皆さまの提言箱」を設けています。

►設置場所=役場、サンネット、サンアート、町民病院、総合体育館、中央図書館

※提言は「皆さまの提言箱」のほか、下記のいずれかの方法でも受け付けています。

①電子メール…✉ teigen@town.aichi-miyoshi.lg.jp

②ファクス…📞(34) 6008

③郵便…〒 470-0295 三好町役場秘書広報課あて(住所不要)



携帯電話からメールで提言できます

秘書広報課☎(32)8357